

募集

ふみの里スポーツクラブ「スタイルアップブルーシー」おはようルーシー

この教室ではルーシーダットンというヨガに似たタイ式の体操を行います。体幹トレーニングも盛り込んだ内容で、肩こりや腰痛改善を目的に取り組みます。仕事疲れを取りたい夜に、すっきりしたい朝に、ぜひご参加ください。

- ①スタイルアップルーシー
②おはようルーシー
会場 しず・うみ
時間 ①19時30分～20時30分
②10時30分～11時30分

- 講師 日本ルーシーダットン協会認定 高尾京子氏
●参加方法 ふみの里スポーツクラブの回数券を購入し、各回参加時にご提出ください。(1回あたり500円程度)
●申込・問い合わせ NPO法人ふみの里スポーツクラブ
☎0800-70004-14309

平成28年度 県政モニター募集

県内在住の18歳以上の方(平成28年4月1日現在)
※国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、平成26・27年度県政モニター経験者を除く。

- 任期 県政モニターを委嘱する日～平成29年3月末日
●謝礼

予約・問い合わせ

県母子寡婦福祉連合会
☎0804-30922
(平日9時～17時)

社会保険労務士による年金相談(志免町民センター)

社会保険労務士会では、日本年金機構からの委託により、予約制にて年金受給に関する相談や裁定請求書の受付に当たります。(障害年金を除く)

- 日時 3月23日(水)4月13日(水)4月27日(水)9時30分～16時20分(12時～13時を除く)
●場所 志免町民センター生涯学習の号館 第2会議室
※相談会場や志免町役場での予約はできません。
●予約・問い合わせ 東福岡年金事務所
☎051-70074または7068

養育費の電話相談

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんまたは離婚協議中の方を対象に、養育費の電話相談業務を実施しています。

- 受付時間 平日の9時～16時
●相談・問い合わせ 県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
☎0804-309061

催し

染織工房おりをり 鈴木美佐子作品展 『真綿の世界』

福島県には、真綿を使い草木染め、手で紡ぎ織るという文化が残っています。手作りの素晴らし

図書カードもしくはQUOカード(選択制)を進呈

●募集期間 5月31日(火)まで(当日消印有効)
※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

- 申込・問い合わせ 福岡県県民情報広報課広報係
☎643-33103

グリーンフェスティバル 2016 フリーマーケット 出店者募集

●開催日 5月22日(日)
●場所 福岡県緑化センター(久留米市田主丸町益生田1-25)
●出店料 無料(50店まで)
●出店内容 飲食物等は不可
●申込方法 往復はがきで申込
※3月22日(火)必着。

- 申込先 〒8309-1213 久留米市田主丸町益生田1-25 福岡県緑化センター
●記載事項 住所、氏名、電話番号、出店内容、「フリマ申込」と明記
●問い合わせ グリーンフェスティバル実行委員会事務局
☎0943-72-11093 (月曜休館)

四王寺県民の森「緑の少年団」募集

四王寺県民の森緑の少年団は、日本最古にして最大規模の山城で国の特別史跡大野城跡がある県民の森を中心に歴史と自然に接し、月一回の割合で森林バトロールなどの奉仕活動や植樹、野外キャンプ、シヤタケ栽培、餅つき

- 期間 3月25日(金)～27日(日)10時～17時
●作家来場 25日終日。
●会場 キャラリー句化(マルト醤油)
●入場料 無料
●問い合わせ キャラリー句化
☎0932-10021

JICAボランティア 春募集説明会

「青年海外協力隊」シニア海外ボランティアの春募集が4月1日(金)～5月9日(月)の期間で実施されます。この募集期間に合わせて、体験談&説明会が各地で開催されます。興味のある方は左記までお問い合わせください。

- ※詳しくはJICAホームページへ http://www.jica.go.jp
●問い合わせ JICAデスク福岡
☎733-0638

母子家庭・父子家庭の就労支援

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん(いずれも児童扶養手当受給者)を対象にハローワークと連携して就労を支援する事業を実施しています。日曜日にも実施しています。※要予約。

- 面談 [平日]対象者の居住地の役場 [日曜日]春日市クローバープラザ
●申込・問い合わせ 県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
☎0804-309061

その他

●面談 [平日]対象者の居住地の役場 [日曜日]春日市クローバープラザ
●申込・問い合わせ 県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
☎0804-309061

大会、バスハイイク、樹木の名札付等の研修活動やレクリエーション活動

の研修活動やレクリエーション活動を行っています。親子で行事に参加することもできます。たくさん参加をお待ちしております。

- 対象 小、中学生
●活動日 毎月第3日曜日 10時～12時30分
●問い合わせ 四王寺県民の森センター
☎032-73373
FAX032-7340
Eメール kennhinomori@ryhm.ocn.ne.jp

宇美八幡宮子安祭 稚児行列参加者募集

2年に1度行われる御神幸の稚児行列の参加者を募集します。詳しくは、宇美八幡宮へお問い合わせください。

- 祭典 4月17日(日)10時～
●申込締切 3月31日(木)
●問い合わせ 宇美八幡宮
☎032-00044

学 ぶ 美味しく簡単!減塩食

減塩食は難しい!と思いがちですが、ただ塩分を減らすのではなく、他の調味料や食材を工夫することで美味しく召し上がれます。また、生活習慣病の予防にも「減塩」は効果的です。

- 夕食を食べながら、医師や管理栄養士から腎臓病と高血圧の食事療法を学びます。現在治療中の方やそのご家族でも参加できます。毎日の献立の参考にお気軽にご参加ください。

- 対象者 訪問看護に従事して3年未満の看護職員(従事予定者を含む)
●募集人数 50名
●参加費用 50,000円(資料代等)
●応募締切 4月28日(木)
●申込・問い合わせ (公益社団法人 福岡県看護協会 福岡県ナースセンター
☎091-1221
Eメール humon@fukuoka-kango.or.jp

看護師等免許保持者の 届出制度

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、離職時等に看護師等免許保持者がナースセンターへ自身の情報を届け出ることが、平成27年10月1日から努力義務化されました。

看護師等の届出制度は、看護職(保健師、助産師、看護師、准看護師)の復職支援を円滑に行うために、看護職が離職時等にナースセンターへ届出を行う制度です。

届出の内容は、①氏名、生年月日及び住所、②電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報、③看護師等の籍の登録番号及び登録年月日、④求職中、就業予定等の就業に関する状況です。

離職した看護職の状況をナースセンターが把握することで、復職を希望する方の支援や、自身に合う医療機関等の紹介、生活に合わせた働き方の提案が可能となります。

また、結婚・育児等で長期間現場を離れてしまいたい現場への復帰が不安な方にも、各種技術研修等を用意し、職場復帰しやすい環境を提供します。

- 届出・問い合わせ (公益社団法人 福岡県看護協会 福岡県ナースセンター
☎091-1221
ホームページ https://www.fukuoka-kango.or.jp/

※受付は、初めてご参加の方を対象とさせていただきます。

●日時 4月21日(木)18時～20時
●場所 粕屋南病院大会議室
●費用 無料
●定員 先着20名
※送迎もありません。詳細はお問い合わせください。

- 予約・問い合わせ 粕屋南病院(平日9時～17時30分、土曜日9時～12時30分)
☎0120-8662-373

平成28年度 訪問看護師養成講習会

訪問看護を開始する看護師等が、訪問看護に必要な基本的知識・技術を習得するための研修です。

- 期間 6月1日(水)～10月5日(水)25日間
●時間 9時30分～16時30分
●実習 施設により異なる
●会場 (講義)演習ナースプラザ福岡(実習)県内訪問看護ステーション、保健所、地域包括支援センター、保健・福祉施設等

子ども養育費等に関する 無料法律相談

ひとり親家庭の養育費などに関して、弁護士による無料法律相談を実施しています。

- 開催日時 3月23日(水)18時30分～20時30分
4月6日(水)13時～15時
4月13日(水)18時30分～20時30分
●場所 春日市クローバープラザ
●備考 前日までの要予約。先着順受付で1日4人まで。1人あたり約30分。

- 開催日時 3月23日(水)18時30分～20時30分
4月6日(水)13時～15時
4月13日(水)18時30分～20時30分
●場所 春日市クローバープラザ
●備考 前日までの要予約。先着順受付で1日4人まで。1人あたり約30分。

ひとり親家庭のための就業支援講習会

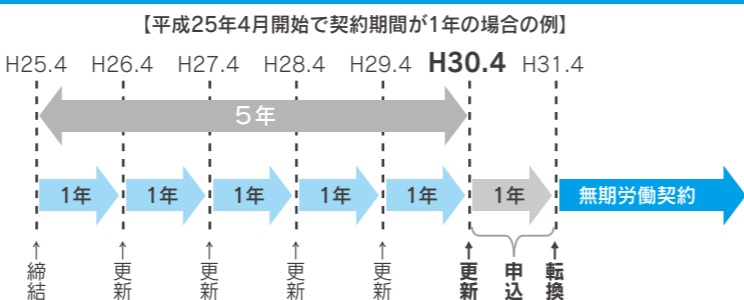
●対象 県内(福岡市、北九州市を除く)にお住まいのひとり親家庭の母、父またはかつて母子家庭だった寡婦の方

- 開催日時 5月10日(火)～27日(金)の月曜日を除く平日夜間12日間 18時30分～21時(全30時間)
●定員 20名(定員超過の場合は書類選考とし、応募数少時は中止の場合あり)
●受講料 無料(但し、テキスト代の一部は自己負担)
●託児 有(1歳～6歳の就学前のごとも)
●開催場所 春日市クローバープラザ
●申込締切 4月18日(日)必着
●申込・問い合わせ 県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
☎0804-30931

～準備を始めましょう～「無期転換ルール」

無期転換ルールとは (労働契約法第18条：平成25年4月1日施行)

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。
○通算契約期間のカウントは、施行日である平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約(新規採用、契約の更新)が対象です。



雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いします。

●問い合わせ 福岡労働局労働基準部監督課 ☎411-4862